

広島県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、熊野町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十九年十月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
くまの・みらい交流館	安芸郡熊野町神田 15 番 4 号	平成 28 年 10 月 14 日